

第1条 (適用)

本利用約款は、TSC ホリスティック株式会社(以下「当社」とします)が管理運営する溶岩ヨガ・スタジオアミダ(以下「当クラブ」とします)の施設利用者(クラブの業務に従事するものを除き、クラブ施設内に入館・入室した全ての方をいいます)に対して適用されます。

第2条 (利用資格)

クラブの施設は、次の各号の条件をすべて満たす方に限り利用できます。

- ①クラブ会員、又はクラブの諸規則により利用が認められた方。
- ②利用に支障のない健康状態であると自ら申告し、自らの責任において利用される方。

第3条 (利用の禁止)

1、第2条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は、クラブの施設を利用できません。

- ①クラブの諸規則に違反し、又は違反するおそれのある方。
- ②クラブの名誉又は信用を傷つけるおそれのある方。
- ③クラブの秩序を乱し、又は乱すおそれのある方。
- ④暴力団関係者、その他反社会勢力構成員のある方。
- ⑤刺青(タトゥー)のある方。但し、店内において、他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができれば、この限りではありません。
- ⑥医師等により運動を禁じられている方。
- ⑦心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病、及びこれに類する疾患のある方。
- ⑧妊娠されている方。
- ⑨一時的な筋肉の痙攣や意識喪失などの症状を招く疾病を有している方。
- ⑩過去、当社より除名通告を受けた方。
- ⑪その他会員として適当でない当社が判断した方。

2、前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、施設利用者はこれに異議を述べないものとします。

3、第2項の全部またはいずれかの要件に該当する方であっても、当社の判断により入会を認める場合があります。かかる判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、施設利用者はこれに異議を述べないものとします。

第4条 (利用可能時間)

クラブ施設の利用可能な日時は、クラブが別途定める営業日・営業時間内とします。

第5条 (利用の方法)

- 1、利用者は、施設へ入館・入室するとき、及び退館・退室するときに、クラブ所定の手続きを行わなければなりません。
- 2、施設利用者は、施設利用にあたり、クラブの諸規則及び施設に掲示してある利用方法を遵守しなければなりません。
- 3、施設利用者は、施設の利用にあたり、クラブの指導員又は従業員の指示があったときはそれに従わなければなりません。

第6条 (禁止行為)

施設利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ①施設の秩序又は風紀を乱す行為。
- ②自己又は第三者の安全又は健康を害し、又は害するおそれのある行為。
- ③物品販売及び広告宣伝費等の経済的行為。
- ④勧誘等の行為。他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為。
- ⑤施設内の内装又は設備を変更する行為。

第7条 (施設からの退去)

施設利用者は、第6条に定める行為に該当する場合、またはその他クラブが必要と認めた場合にクラブ指導員又は従業員より施設からの退去を求められたときには、それに従わなければなりません。

第8条 (施設の閉鎖)

クラブは、施設の営業時間内であってもクラブの判断により施設の全部又は一部を閉鎖することがあります。

第9条 (私物の管理)

- 1、施設利用者は、施設利用中、自らの責任において私物の管理を行うものとします。
- 2、施設利用者は、施設内のロッカーを使用する場合、ロッカーの鍵を自ら保管するものとします。
- 3、また、クラブはロッカー内収容物の保管について何ら保証もしません。

第10条 (損害賠償責任)

施設利用者に財産上人身上その他損害が発生した場合、当社に帰責事由なきときは、当社は一切責任を負わず、当社に帰責事由あるときは、当社に故意又は重過失ある場合を除き1件当たり10,000円をもって当社の責任上限とします。

第11条 (会員の損害賠償責任)

施設利用者が、当クラブ利用中、本人の責により当社又は第三者に損害を与えた場合、当施設利用者がすべての責を負うものとします。

第12条 (不介入)

施設利用中に生じた施設利用者間のトラブルに関して、当社は施設管理者として施設管理に必要な範囲でのみ介入するものとし、施設利用者間の任意交渉、仲裁、民事手続または刑事手続などにおいて、当社は協力義務等何らの義務を負わないものとします。

第13条 (本利用約款の改訂)

- 1、当社は、当社が必要と認めた場合、本利用約款の改訂を行うことができるものとします。
- 2、改訂された約款は、事前に当社ホームページや施設内掲示板などにより告知を行った上で、指定された改訂日を以って執行され、以後全施設利用者に適用されるものとします。

第14条 (会員資格の喪失)

- 1、会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当然に会員資格を喪失します。
 - ①退会。
 - ②除名。
 - ③会則第6条に定める入会資格を欠いたとき。(同条第3項により当社が欠格を認めた要件がある場合は、当該要件を除く)
 - ④当社がクラブの全部を閉鎖したとき。
- 2、前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第15条 (退会)

- 1、会員の自己都合による退会は、本人が希望する退会月の5日までに指定の手続きを完了しておかなければならず、未払いの会費等がある場合それを完納しなければなりません。
- 2、会員は、退会月の末日をもって退会するものとします。
- 3、会員は、退会月の会費は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

第16条 (除名)

- 1、当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を当クラブから除名することができます。会員は除名された時点で会員の資格を喪失します。
 - ①当クラブの会則及び諸規則に違反した場合。
 - ②当クラブの名誉又は信用を傷つけた場合。
 - ③当クラブの秩序を乱した場合。
 - ④会費及び諸費用の支払いを3ヶ月以上滞った場合。但し、滞納分について全額支払わなければなりません。
- 2、前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第17条 (休業日)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、施設を休業することができるものとします。

- ①毎月ごとに定める休業日。
- ②施設の補修、保守・点検又は改修をする場合。
- ③その他休業が必要と判断される場合。

第18条 (閉鎖又は利用制限)

- 1、当社は、次の各号いずれかに該当する場合、施設全部又は一部を閉鎖又は利用制限をすることができるものとします。
 - ①法令が制定・改廃されたとき。
 - ②行政指導を受けたとき。
 - ③天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき。
 - ④著しい社会経済情勢の変化があるとき。
 - ⑤その他やむをえない事由があるとき。
 - ⑥第6条に定める入会資格を欠いたとき。(同条第3項により当社が欠格を認めた要件がある場合は、当該要件を除く)
- 2、前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。
- 3、第1項の場合において、施設を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく会員との契約を解除することができるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第19条 (利用方法)

会員は、当クラブの利用について、当社が別に定める施設利用約款に従うものとします。

第20条 (会費等の変更)

当社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢の変動に基づいて変更することができます。かかる場合、当社は事前に当社ホームページや施設内掲示板などにより会員に対して告知するものとします。

第21条 (諸規則の厳守)

会員及びビジターは本会則及び施設利用約款並びに当社指導員・従業員の指示を厳守しなくてはなりません。また、施設内の秩序を乱す行為をしてはなりません。

第22条 (変更届)

- 1、会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに当社に変更を届けるものとします。
- 2、当社の会員に対する個別の通知及び連絡は、会員の届け出た住所宛に行うものとします。

第23条 (個人情報保護)

当社は、当社の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第24条 (会則の改訂)

- 1、当社は、当社が必要と認めた場合、会則の改訂を行うことができるものとします。
- 2、改訂された約款は、事前に当社ホームページや施設内掲示板などにより告知を行った上で、指定された改訂日を以って執行され、以後全施設利用者に適用されるものとします。